真庭市 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

平成28年3月 作成 平成29年4月 一部改正 平成31年4月 一部改正 令和元年10月 一部改正 令和4年10月 一部改正 令和6年 4月 一部改正 令和6年 6月 一部改正 令和6年 6月 一部改正

真庭市では平成28年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始します。平成28年4月以降に真庭市の要支援者及びサービス事業対象者(基本チェックリストにより該当となった者)へ提供したサービスに係る事業費の請求は、総合事業のサービスコードを使用します。

総合事業は、市町村によってサービスコードや基準が異なります。 真庭市内事業者が他区市町村の被保険者(住所地特例対象者を除 く。)に対してサービスを提供した場合は、当該市町村の設定する サービスコードを使用します。逆に、真庭市外事業者が真庭市の被保 険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供した場合

【1】介護予防訪問事業

サービスコード表のA2から始まるものを使用してください。

【2】介護予防ディサービス事業

サービスコード表のA6から始まるものを使用してください。